

委第1号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月19日

提出者 議会運営委員長 小野 泰 宏

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「保健福祉部」を「福祉部、保健部」に改め、同条第2項中「議員は」の次に「、前項第1号から第4号までに掲げる常任委員会のうち」を加え、「(以下「常任委員」という。)」を削り、同項ただし書中「当該常任委員」を「当該常任委員会の委員」に改める。

第3条第1項中「常任委員」を「前条第1項各号に掲げる常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

12月定例会において可決されたつくば市行政組織条例の改正に伴い、常任委員会の所管部署の改正を行うとともに、文言等所要の改正を行う。

